

造林事業請負契約書（案）

- 1 事業名 松くい虫防除事業（無人航空機散布）請負
- 2 使用機種 ○○○○○○ ○○○型
- 3 散布薬剤名 ネオニコチノイド系薬剤 （農林水産省登録第○○○○○号）
及び数量 原液 ○○○リットル
- 4 作業場所 鹿児島県薩摩川内市 唐山国有林99ろ林小班外4
- 5 作業量及び期間
(1) 散布面積 22.46ha（別紙、図面のとおり）
(2) 散布回数 2回
(3) 散布数量 1,348リットル
(4) 作業期間 自：契約日の翌日～至：令和8年7月17日の内
（うち、北薩森林管理署長が指定する期日※ただし雨天等の場合は変更有り）
- 6 作業仕様 別冊、作業仕様書のとおり
- 7 請負金額 ¥○,○○○,○○○.－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥○○,○○○.－）

- 8 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
（選択されるものは○印、削除されるものは×印）

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券の提出		第4条第1項第2号
×	銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
×	部分払	1回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

（注）国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

9 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定箇所	引渡予定日
なし				

10 特約事項

飛行に必要な運航上の諸準備及び航空法上必要とする諸手続は、すべて請負者が行うものとする。

上記請負事業につき、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年3月19日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款、令和8年3月19日に交付した造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 鹿児島県薩摩郡さつま町轟町35-3
分任支出負担行為担当
北薩森林管理署長 林 友和 印

請負者 住所

印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその構成員住所及び氏名を記入する。

請負者 ○○共同事業体

代 表 者 ○○林業株式会社
住 所 代表取締役 ○○ ○○ 印

○○林業株式会社
住 所 代表取締役 ○○ ○○ 印

○○林業株式会社
住 所 代表取締役 ○○ ○○ 印

仕様書（15の6）

松くい虫防除（無人航空機散布）作業仕様書

- 1 作業実施に当たっては、対象松林の梢端が見える場所で散布することとし、契約書及び本作業仕様書によるほか、災害防止、作業実施上、必要な事項について、作業着手前に監督職員の指示を受けること。
ただし、気象条件に対する飛行条件については、関係者等と協議して決定すること。
- 2 本作業仕様書及び図面に対し質疑があるときは、監督職員の指示によること。
- 3 無人航空機の諸作業は、農薬取締法その他の関係諸法令並びに農林水産省が定める「空中散布等の基準」の定めるところに従うこと。
- 4 各箇所における離着陸場の設営は、無人航空機の離着陸に必要な条件をみたすように飛行開始までに請負者において実施することとし、離着陸場の設営状況において発注者に連絡し、発注者は必要に応じ担当者を派遣し、その可否について調査する。
- 5 旗やUFO風船等による標識類、離着陸に必要な準備は、発注者と協議しながら、請負者において作業日までに行うこと。
- 6 請負者は、散布区域の周囲及び架線等の障害物について、旗等の標識や図面により事前に確認しておくこと。
- 7 薬剤の散布に当たっては、以下に留意すること。
 - (1) 散布日時は、事業実施計画に基づき実施することとするが、事前に必要事項等について関係者を含めた十分な打ち合わせを行うこと。
また、「住宅地における薬剤使用について」（平成25年6月1日付け25林整研第117号林野庁長官通達）に規定した資格、又は研修を受けた者が責任者として従事すること。
なお、ろ小班（0.49ha）、ほ小班の一部（1.60ha）については10時以降の散とすること（位置図参照）。
 - (2) 機種、散布装置は、農林水産航空協会の定期整備検査に合格したもので、必ず使用年度の定期検査証を貼付したものを使用すること。
 - (3) 気流の安定した時間帯に散布飛行を行うものとし、地上1.5mの位置における風速が3m/秒を超えるときは散布飛行を行わないものとする。
 - (4) 風向・風速に注意して、散布場所以外に農薬が飛散しないように努め、場合によっては飛行コースや飛行高度、飛行速度を変更するなどの飛散防止対策を行うこと。
 - (5) オペレーターや作業員などは必ず風上側に位置すること。
 - (6) 降雨中、降雨直後及び散布後まもなく雨が予想されるときは散布薬剤が松枝に定着しにくく、また、霧の時は散布区域の誤認等による危被害発生恐れがあるので散布は行わないものとする。
 - (7) 散布は、林縁まで均等にまきむらのないよう散布すること。
 - (8) 機体等の洗浄は、洗浄水等が河川等に流入しない場所で行うこと。
- 8 散布による危被害等が発生した場合、または、恐れがあると考えられた場合は、速やかに監督職員へ報告して指示を受けること。
- 9 飛行記録は請負者においてその都度記録し、散布終了後発注者に提出すること。

- 10 散布等の基準は、以下のとおりとする。
 - (1) 飛行速度は、平均時速10km～20kmとする。
 - (2) 散布飛行高度は、松林の梢端から3m～4mの間とする。
 - (3) 飛行間隔は、5m～7.5mとする。

- 11 散布薬剤の種類、数量、希釈倍数、散布回数等は、別紙「事業実施計画書」のとおりとする。

- 12 薬剤の保管、取扱い及び危被害防止については、以下に留意すること。
 - (1) 毒劇物に指定された薬剤については、毒物劇物取締法の規定を遵守すること。
 - (2) 薬剤に記載される注意書きは遵守することとし、他の薬剤と混合しないこと。
 - (3) 薬剤は、密閉して火気のない倉庫等に厳重に保管すること。
 - (4) 薬剤を取扱う作業員、積込従事者等は、皮膚の露出部を少なくするとともに、防汚衣及び保護具等を着用すること。
 - (5) 皮膚に薬剤が付着したとき及び作業終了後は、顔、手足等の露出部を石けんでよく洗うとともにうがいをする。
 - (6) 作業終了後は、防汚衣及び保護具等も含めて、よく洗浄等を行うこと。
 - (7) 薬剤の運搬に当たっては、紛失を防止するため、積卸しの都度数量の確認をすること。
また、運搬中に薬剤のこぼれ防止に万全を期すこと。
 - (8) 薬剤の運搬は、当日散布可能な数量のみとし、残量が生じたとしても林内に放置することなく所定の場所へ保管すること。
 - (9) 薬剤の希釈、積込中に河川、用水路等に流入しないよう注意すること。
 - (10) 人家、桑畑等の危被害対象物の付近で散布するときは、薬剤の飛散状況を常にチェックし、第三者に損害を及ぼさないよう十分注意するとともに、人や家畜類等近寄らせないように注意すること。
 - (11) 薬剤に希釈、積込に使用した器具等は、作業終了の都度水洗いすること。
この場合の水洗い場所は、河川、用水路等では行わないこと。
 - (12) 使用済みの薬剤の容器は、林内に放置、または、河川等被害を及ぼす恐れのある場所等に投棄することなく、当日の使用量を確認して保管し、監督職員の検認を受けてから処分すること。
 - (13) 監督職員の指示に基づき、空中散布用落下調査用紙を散布直前に設置し、散布後速やかに回収するものとする。
なお、調査紙の大きさは、幅5.5cm×長さ9cmで台紙貼りとする。

- 13 作業実施のための諸施設及び労務者の管理等については、労働関係法令を遵守すること。

- 14 作業地の火災防止に万全の措置を行い、不注意により失火しないよう注意すること。

- 15 作業が終了したときは、監督職員の指示に従い、作業現場の片づけを行うこと。

- 16 仕様書等に明記しない作業で、本作業の実施に必要な諸作業は、請負者の負担において行うこと。

- 17 その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

物件仕様書

- 1 作業名 松くい虫防除事業（無人航空機散布）請負
- 2 購入薬剤 ネオニコチノイド系薬剤
（ミツバチ・有用昆虫に対する影響の少ないもの）
- 3 薬剤数量 原液 〇〇〇リットル
- 4 希釈倍数 〇〇倍（1haあたり散布量30リットル）
- 3 散布箇所 鹿児島県薩摩川内市 唐山国有林99ろ林小班外4
散布面積 22.46ha
散布回数 2回
- 4 散布期日 契約の翌日から令和8年7月17日の間の北薩森林管理署長の指定する日（雨天時の場合は変更し、リスクは請負者負担とする）
- 5 散布の時間帯 午前5時から約6時間以内を散布の基本とする。
なお、ろ小班（0.49ha）、ほ小班の一部（1.60ha）については、10時以降の散布開始とする（位置図参照）。
（天候不良等の場合は、散布を中止することがある）
- 6 使用機種等 無人航空機の機種、散布装置は農林水産航空協会の定期整備検査に合格したものとする。
- 7 その他 ①具体的な作業内容については「松くい虫防除（無人航空機散布）作業仕様書」のとおりとし、特に住宅、農作物への忌避害が生じないように北薩森林管理署と入念な打合せを行うこと。
②その他、作業に必要なを見込まれる旗やUFO風船等の標識類、交通整理、諸作業の費用負担はすべて請負者側とする。

(別紙)

特約事項（造林事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、請負者は下記の内容について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第20条により対応する。

特記仕様書

熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

2 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が 30 度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT 値）が 25 度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。

(2) 事業期間

事業着手日から事業終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として 6 日間、7 月、8 月又は 9 月を含む事業では夏季休暇分として 3 日間、事業中止期間は含まない（事業期間には不稼働日も含む）。

(3) 真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

$$\boxed{\text{真夏日率} = \text{事業期間中の真夏日} \div \text{事業期間}}$$

3 請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT 値）を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 3 の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又は JISB7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス 2 以上）により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

5 請負者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

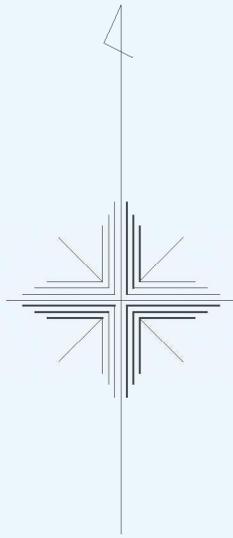
6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

$$\boxed{\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}}$$
 ※補正係数は 1.2 とする。

特記仕様書等

安全確保に資する衛星携帯電話の利用について

1. 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
2. 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
3. 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。
4. 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に取り扱うものとする。
 - ①衛星携帯電話事業者名
 - ②衛星携帯電話サービス名
 - ③衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）
 - ④利用料金
 - ⑤利用期間（〇月〇日～〇月〇日まで）
 - ⑥本事業以外の事業への供用の有無
他事業名（署名・物件名）
5. 対象とする経費は、1台分のリース代金を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
6. 請負者は、事業着手日から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書類等を提出するものとする。なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。
7. 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
8. 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。



東シナ海

10時以降散布区域
ろ小班：面積0.49ha

10時以降散布区域
ほ小班：面積1.60ha

凡例

-  国有林（散布区域外）
-  散布区域
-  散布除地
-  10時以降散布区域

